

協議離婚合意書

夫****（以下、甲という）と妻****（以下、乙という）は協議離婚に合意し、次の通り、協議離婚合意書を取り交わした。

- 1、 甲及び乙は、互いに離婚届に署名捺印の上、平成**年**月**日までに、乙が***区役所に届け出るものとする。
- 2、 甲及び乙の長男****の親権者は甲とするが、甲乙離婚後は、乙が***を引き取り、教育監護に当たる。（親権者・監護権者に注意。）
- 3、 甲は、乙が離婚後も**（甲の姓）を名乗ることを承諾する。
- 4、 甲及び乙は、離婚に当たり互いに慰謝料を求めない。
- 5、 甲は、乙に対し、財産分与として金****万円を平成**年**月**日までに引き渡す。
- 6、 甲は、乙に対し、平成**年**月**日より、長男****養育費として毎月金**万円を**（月末）までに支払う。但し、その支払は** **の月までとする。

（長男****が大学

卒業など）

- 7、 甲および乙は、上記条項を誠実に履行し、また上記以外の金銭給付並びに要求をしないことを確約する。この合意書の成立を証するため、本書2通を作成し、各自署名捺印のうえ、その一通を保有する。

平成**年**月**日

甲（本籍・住所・氏名・印）

乙（本籍・住所・氏名・印）

財産分与その他に関する契約証書

夫****（以下甲という）と妻****（以下乙という）は、離婚することに合意し協議離婚の届出をなすに際して、子の処置、財産分与等に関して、本日、下記の通り契約を締結した。

記

1．甲乙間の未成年の子**（平成**年**月**日生。以下丙という）の親権者・監護者を乙と定める。

2．甲は乙に対し次の事項を履行することを約した。

（1）財産分与・慰謝料として、金*****万円を協議離婚の届出書を作成した後、直ちに支払うこと。

（2）丙の養育費として、離婚届出受理日より成人するまでの間の養育費として、金*****万円を一括して支払うこととし、協議離婚の届出書を作成した後、直ちに支払うこと。

（3）丙の高校・大学進学、事故又は病気など特段の事由により通常の養育費を大幅に上回る時は、甲乙協議の上、甲は別途その必要費用を乙に支払うこと。

3．甲名義の土地・建物売買及び売買までの甲の負担

（1）第2項の（1）、（2）の支払いは、甲名義の下記土地・建物の売買代金より支弁されることとし、甲はその買受人の買入希望額が合計金*****万円以上の場合には、直ちに下記物件を売却し、乙に対し可及的速やかに上記（1）、（2）の支払いをなさなければならない。

但し、6ヶ月を経過しても売買代金を金*****万円以上とする買受希望者が現れない場合、本契約締結日より10ヶ月経過後の平成**年**月**日限り、甲は乙に対し第2項（1）、（2）の支払いを実行する。

（2）前号の売買により甲名義の下記土地・建物の所有名義が買受人に移転されるまでの間、甲は下記土地・建物の固定資産税及びこれが負担するローン（毎月の支払い及びボーナス時の支払いを含む）の支払いは全て甲において負担する。

[不動産の表示]

***** 番地 (住居表示ではない)
宅地 . m²
***** 番地
家屋番号 番 木造スレート葺二階建 居宅一棟
一階 . m² 二階 . m²

4 . 財産分与等の一括支払いまでの乙等の生活費の支弁

甲は第2項(1)、(2)の支払いを履行するまでは、乙に対し、乙及び丙の生活費(第3項(2)の支払い分は除く)として、月額合計**万円を支払う。

但し、ボーナス時はその都度、金***万円(ボーナス時のローン支払い分は除く)を別途支払うものとする。

5 . 乙はこの契約に定めた以外には甲に対して何らの請求をしないこと。又、甲は乙に対し何らの請求をしないものとする。

6 . 乙が本契約書の趣旨の公正証書作成を請求する時は、甲は請求に応じるものとする。但し、公正証書作成に要する費用は乙の負担とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各自印鑑証明書を添附し、各自署名押印のうえ、各その一通を保有する。

平成**年**月**日

(甲) 住所 氏名 印

(乙) 住所 氏名 印